

河 管 第 244 号
河 砂 第 290 号
平成 29 年 3 月 8 日

各土木事務所長 様

河川砂防管理課長
砂 防 課 長

砂防指定地内の砂防堰堤堆砂敷における橋梁等の占用について（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱いを整理したので、通知します。

なお、静岡県砂防指定地管理条例第 9 条に基づく砂防設備の占用等については、1 箇年を超える案件は本庁専決事務となっており、堆砂敷における橋梁等の占用許可は本庁案件となることを申し添えます。

貴所あてに堆砂敷における橋梁等の設置について相談があった場合は、相談者に対して砂防課と協議するように依頼をお願いします。

記

砂防堰堤堆砂敷において橋梁等を設置する場合は、「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準（案）」（昭和 49 年 7 月 1 日付け建河砂発第 40 号 各都道府県土木部長あて建設省河川局砂防課長通知）、「砂防指定地内を通過する四車線以上の自動車専用道路及びこれに準ずる道路（将来計画によって四車線以上となるものを含む）の構造基準（案）」（昭和 49 年 7 月 1 日建河砂発第 41 号 各都道府県土木部長あて建設省河川局砂防課長通知）の規定のほか、以下の事項によるものとする。

(1) 橋台・橋脚等の設置

- ・ 堆砂敷への橋台（保護護岸含む）・橋脚等の永久構造物の設置は原則として認めない。ただし、急峻な地形で大規模な切土を行うことにより斜面が不安定化するおそれがある場合等、やむを得ない場合は、以下の堆砂敷の機能確保【注】を条件に堆砂敷への設置を認めるものとする。
- ・ 水系砂防・土石流対策ともに同様の方針で取り扱う。

(2) 橋台保護護岸の設置

- ・ 堆砂敷における橋台保護護岸の設置基準は「河川管理施設等構造令」を準用するものとし、水系砂防・土石流対策ともに同様の方針で取り扱う。

【注】

堆砂敷の機能確保

- ・ 堆砂敷の管理（除石の施工等）の際に占用工作物が支障とならないことを原則とする。
- ・ 占用工作物により堆砂容量が損失する場合は、この機能の確保を図る。

担当 河川砂防管理班 054-221-3195
砂 防 班 054-221-3041